

広告商品紹介プログラム参加申込書

(紹介者)住所:

所属会社名:

氏名: (印)

メールアドレス:

電話番号:

(以下「紹介者」といいます)は、裏面の紹介プログラム約款に従い、以下のプログラム(以下「本件プログラム」といいます)に参加することを申し込みます。

本件プログラムの概要	
プログラム名称	広告商品紹介プログラム
本件プログラムの条件	
対象サービス	Yahoo! プロモーション広告 []
対象期間	20[]年[]月[]日 から 2016年3月31日
プログラム特典	<p>紹介者がヤフーに対し、対象サービスの利用実績がない対象サービスの利用を希望する者(以下「被紹介者」といいます)を紹介し、被紹介者がヤフーに対し、ヤフーが指定する専用サイトから対象サービスの利用を申し込み、対象期間中に対象サービスを利用した場合、紹介者および被紹介者に対し、以下の特典を付与します。</p> <p>紹介者 1 被紹介者あたり [6,000]T ポイント [] 被紹介者 広告料金 [1]万円相当 広告料金は、対象サービスの利用にのみ使用することができます。また、対象サービスを利用しなかった場合を含め、いかなる理由によっても広告料金を返還または返金することはできません。 []</p>
プログラム特典の付与方法	<p>被紹介者が対象サービスの広告の利用にかかる料金が発生した月の月末締めで、当該締め日の属する月の翌々月末日までに紹介者に対して T ポイントのキーコードを通知します。T ポイントを利用するには、T ポイントのキーコードと Yahoo! JAPAN ID の連携手続きが必要です。当該連携手続きの方法は別途ヤフーが通知します。</p> <p>被紹介者による対象サービスの利用をヤフーが確認した日から 10 営業日以内に被紹介者の対象サービスのアカウントに付与します。</p>
注意事項	<p>申込み内容または登録内容に虚偽、不正または誤りがあった場合もしくは対象サービスを含むヤフーサービスの利用、プログラム特典の利用その他本件プログラムに関連して虚偽、不正または誤りがあった場合、ヤフーは、プログラム特典の付与を取り消し、または本契約を解除する場合があります。</p> <p>ヤフーが別途指定する期間内に紹介者が本件特典を利用しない場合、紹介者は、将来にわたってプログラム特典を利用する権利を失います。</p> <p>特典の T ポイントを利用する以前に、連携手続きを行った Yahoo! JAPAN ID を削除した場合は特典を利用できません。</p> <p>T ポイントのキーコードは、いかなる事由によっても再発行いたしません。</p> <p>紹介者は、自己の責任において公租公課等の手続きを行うものとします。</p>
特記事項	
特になし	

<紹介プログラム約款>

第1条 (本契約の成立)

紹介者が本申込書にて申し込み、ヤフーが紹介者へのメールの送付をもって承諾することによって、紹介者とヤフーとの間で本件プログラムへの参加に関する契約（以下「本契約」という）が成立する。

第2条 (本件プログラム)

1. ヤフーは、紹介者に対し、本契約に従いプログラム特典を提供する。
2. 紹介者は、本件プログラムへの参加にあたり、ヤフーの利用規約（<http://docs.yahoo.co.jp/docs/info/terms/>）ヤフーが指定する規約その他ヤフーが別途通知する条件等を順守する。

第3条 (責任)

1. 紹介者の本件プログラムへの参加に関連して、ヤフーが第三者から問い合わせ、苦情、クレームまたは請求（損害賠償請求、使用差止請求等内容の如何を問わず、また訴訟の係属の有無を問わない）を受けた場合、紹介者は、紹介者の責任と費用で解決し、ヤフーにいかなる迷惑も及ぼさず、またヤフーが被った損害を賠償する。ただし、当該請求がヤフーの責に帰すべき事由に起因する場合を除く。
2. 紹介者は、本件プログラムへの参加に関連してヤフーの社名および信用を傷つけ、またはヤフーに損害を与える行為を行ってはならない。

第4条 (代理行為の禁止)

1. ヤフーは、紹介者に対し、本契約の締結により、いかなる代理権も付与しない。紹介者は、ヤフーを代理する旨の表示またはヤフーもしくはヤフーの代理人であると誤認させるおそれのある表示をしてはならない。
2. ヤフーは、本契約の締結により、ヤフーの商号等を使用して営業または事業を行うことを紹介者に許諾するものではない。紹介者は、ヤフーの商号等の使用許諾を受けた旨を表示してはならず、また、ヤフー自身が営業もしくは事業を行っているまたはヤフーより商号等の使用の許諾を受けて営業もしくは事業を行っていると誤認させるような外観を作出してはならない。

第5条 (秘密保持)

1. ヤフーおよび紹介者は、本契約を通じて知り得た相手方の営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に定めるものをいう）であって、開示にあたり相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」という）を、本契約の有効期間中および本契約終了後2年間厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏洩し、また本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者へのすみやかな通知を行うことを条件として開示することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に当たらない。
 - (1)開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2)秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3)開示の時点で公知の情報
 - (4)開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知と

なった情報

第6条 (譲渡禁止)

ヤフーおよび紹介者は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約上の地位および本契約によって生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第7条 (解除等)

1. ヤフーまたは紹介者は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができる。
 - (1)本契約に定める義務の全部または一部に違反したとき
 - (2)財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがなされ、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
 - (3)監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
 - (4)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあつたとき、または解散（法令に基づく解散も含む）清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
 - (5)資本減少、事業の廃止、休止または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
 - (6)手形もしくは小切手を不渡とし、その他支払不能または支払停止となったとき
 - (7)主要な株主または経営陣の変更がなされ、相手方によって本契約を継続することを不適当と判断されたとき
 - (8)法令に違反したとき
 - (9)当事者、当事者の特別利害関係者（役員、その配偶者および二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社ならびに関係会社およびその役員をいう。以下同じ）、当事者の重要な使用人、重要な株主もしくは取引先等が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるもの）であることが判明したとき、または当事者、その特別利害関係者、その重要な使用人、重要な株主もしくは取引先等と反社会的勢力との関与が明らかになったとき
 - (10)その他、ヤフーが契約を継続しがたい事由が発生したと判断したとき
2. 前項に基づく契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第8条 (残存条項)

本契約終了後も、第3条（責任）、第5条（秘密保持）、第6条（譲渡禁止）、第7条（解除等）第2項、本条および第9条（専属管轄）については有効に存続する。

第9条 (専属管轄)

本契約に関する訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上